

2 最近の受注調整（官公需）事件

件名 措置年月日	内容
平成27年（措）第8号 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件 平成27年10月9日	北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。
平成26年（措）第3号及び第4号 千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者に対する件 平成26年2月3日	千葉県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第3号） 千葉県が発注する特定舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第4号）
平成24年（措）第9号～12号 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する件 平成24年10月17日	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第9号） 国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第10号） 国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する特定港湾土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第11号） 高知県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第12号）
平成23年（措）第11号及び12号 石川県が発注する土木一式工事及び石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件 平成23年10月6日	石川県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第11号） 石川県輪島市が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第12号）
平成23年（措）第8号～第10号 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する件 平成23年8月4日	茨城県が境土地改良事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第8号） 茨城県が境工事事務所において発注する特定舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第9号） 茨城県が境工事事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第10号）

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

【定義】

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑦ （略）

⑧ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 （略）

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行

為に係る商品若しくは役務に係る対価，供給量，購入量，市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 (略)

⑨～⑳ (略)

4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は，事業者がカルテル・談合をした場合，当該事業者に対して，課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(注) カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は，合併後存続し，又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また，課徴金納付命令を受ける前に，カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し，又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ，かつ，合併以外の事由により消滅した場合は，当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に，事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは，課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また，課徴金額に1万円未満の端数があるときは，切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業		中小企業			
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

(注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は，調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ，かつ，違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし，当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。

2 「再度の違反」の課徴金算定率は，調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。

3 「主導的役割」の課徴金算定率は，単独で又は共同して，①違反行為をすることを企て，かつ，

他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

- 4 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。
- 5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
- 2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。